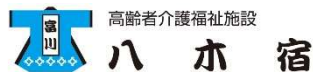


八木宿ショートステイ運営規程



(事業の目的)

第1条 株式会社富川が開設する高齢者介護保険施設八木宿（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことで、要支援者の心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 八木宿ショートステイ
- (2) 所在地 栃木県足利市福居町180番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業に従事する従業者は、当施設内の他事業の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。（介護予防も合算して表記する）

- (1) 管理者 1名（常勤）
従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定

短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 医師 1名（非常勤）
医師は、利用者の診察及び保健衛生の管理指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名（常勤）
生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行う。
- (4) 看護職員 3名（常勤3名 うち1名は、機能訓練指導員と兼務）
看護職員は、利用者の病状及び身心の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。
- (5) 介護職員 10名（常勤）
介護職員は、利用者の病状及び身心の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。
- (6) 栄養士 1名（非常勤）
栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名（常勤 看護職員と兼務）
機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。
- (8) 事務職員 適宜（非常勤）
事務職員は、必要な事務を行う。

（指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の利用定員）

第6条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

利用定員は20名とする。（ユニット数は2ユニットで、ユニットごとの入居定員は10名）

（指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の内容）

第7条 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおり。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎サービス
- (6) 給食サービス
- (7) 入浴サービス
- (8) その他利用者が必要とする便宜の提供

（利用料等）

第8条 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- (1) 滞在に要する費用として、別紙のとおり。
 - (2) 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり。
 - (3) 理美容代として、実費。
 - (4) 他指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが相当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払い同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の送迎の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、足利市、佐野市、桐生市、太田市、みどり市、館林市、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町の区域とする。

（衛生管理等）

- 第10条 事業所は、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所は、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

（緊急時における対応方法）

- 第12条 事業所は、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護 従業者は、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供中に、利用者の病状に急変、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提

供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定める。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業者はこの計画に基づき、毎年10月及び4月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第14条 事業所は、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供に関し、介護保険法第23条の規定により県市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該県市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、及び県市町村が行う調査に協力するとともに、県市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

虐待防止に関する担当者	管理者 大川 久美枝
-------------	------------

(5) その他虐待防止の為に必要な処置。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等や警察に通報するものとする。

（身体的拘束）

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の身心の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を全て満たすこと）を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（地域との連携）

第18条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第20条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を定期的開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

5 事業所は、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社富川と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年6月1日改定施行する。

この規程は、平成21年8月1日改定施行する。

この規程は、令和6年4月1日改定施行する。

この規程は、令和8年3月5日改定施行する。